



■はじめに

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は、私どもオリオン交易株式会社をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

皆様の当社に対するご理解をより一層深めていただくことを目的に、当社では平成9年より毎年このディスクロージャー資料「ANNUAL REPORT」(年次報告書)を作成致しております。

尚、本書は第51期(平成18年4月1日~平成19年3月31日)における当社の会社概要や営業の状況、経理の状況などについてまとめています。特別な記載がない限り、この冊子に記載されている数値等は、第51期における期間中または期末の数字を掲載しております。

さて、商品先物取引業界は現在、平成16年年末の手数料完全自由化以後、平成17年5月の改正商品取引所法の施行、さらには平成18年6月に成立した金融商品取引法に合わせた動き等により、変革の真っ只中にあると言えます。加えて、企業の社会的責任(CSR)を求める声の高まりなどもあって、当社と致しましても、内部統制システムの確立、コンプライアンス体制の充実、お客様サービスの質の向上、アカウンタビリティー(説明責務)、地域社会への貢献……等々、これまでに取り組んできたこと以上に、現在、より万全に対応出来るよう努めているところです。そして、それら取組努力によって、お客様との信頼関係がさらに高まるならば、ますます、当社は発展していくものと確信致しております。

ただ、当業界において、前述の業界の変化に対応出来なかったのか、淘汰や吸収合併、或いは大手の傘下に 入るなど、慌しい動きが続いています。常に一歩先を見越して対応してきた当社であっても、培ってきた伝統 の上で慢心することなく、リスク管理体制やチェックシステム、社員教育、並びに情報サービスなどの充実を 図ると共に、より一層の経営の効率化を図り、さらなる飛躍を目指して、今後とも全社一丸となって邁進して まいります。

何卒、より一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成19年7月吉日

オリオン交易株式会社





■主な内容

1. 会社の概況

[会社の沿革] 当社の設立から現在までの変遷

[会社の目的] 当社の定款に記載されている目的

[事業の内容] 当社の経営組織、事業の内容など

[財務の概要] 平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について

2. 営業の状況

[営業方針] 当社の営業方針、特色など

[取巻く環境] 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向について

[営業の経過] 当社の平成18年度(平成18年4月1日~平成19年3月31日)の業績

[今後の課題] 当社が対応すべき今後の課題など

[受託業務管理規則] 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内自主管理規則

3. 経理の状況

[貸借対照表] 平成19年3月31日現在における貸借対照表

[損益計算書] 平成18年4月1日~平成19年3月31日の期間における損益計算書

[財務比率] 平成19年3月31日現在における主な財務比率について

(a)純資産額規制比率 (純資産額÷リスク額)×100

※「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第211条に基づく施行規則第99条により算出する。

(b)純資産額資本金比率 (純資産額÷資本金額)×100

※「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しているものをいう。

(c)自己資本資本金比率 (自己資本÷資本金額)×100

(d)自己資本比率 (自己資本÷総資産額)×100

(e)修正自己資本比率 (自己資本÷総資産額)×100

※「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。

(f)負債比率 (負債合計額÷純資産額)×100

※「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しているものをいう。

(g)流動比率 (流動資産額÷流動負債額)×100





■会社の概況

会 社 名 オリオン交易株式会社

代表者名 代表取締役会長 戸舘 勇幸

代表取締役社長 若村 郷

本社所在地 〒650-0034

神戸市中央区京町67番地

電 話 番号 (078)391-7391代表

致 立 昭和32年8月13日

資本金5億円

営業網 札幌・盛岡・仙台・宇都宮・赤坂

・名古屋・梅田・福岡の8支店

1. 会社の沿革

昭和32年8月 商品先物取引の受託業務を目的と して、資本金100万円で「光商事株 式会社」を神戸市生田区浪花町59 番地に創業

> 9月 農林省(現農林水産省)の登録を 受けて神戸穀物商品取引所(現関 西商品取引所)農産物市場の仲買 人となり、受託業務を開始

11月 本社を神戸市生田区加納町4丁目 1の116へ移転

昭和34年4月 資本金を200万円に増資

昭和36年8月 資本金を300万円に増資

昭和39年12月 資本金を600万円に増資

昭和40年3月 資本金を900万円に増資

昭和42年12月 資本金を1,200万円に増資

昭和43年3月 本社を神戸市葺合区布引町3丁目 2へ移転

11月 資本金を1,800万円に増資

昭和45年5月 資本金を2,400万円に増資

昭和46年1月 商品取引所法改正に伴い農林大臣

(現農林水産大臣)より神戸穀物 商品取引所(現関西商品取引所) 農産物市場の商品取引員の許可を

受ける

昭和48年3月 資本金を2,500万円に増資 本社を神戸市中央区東町113番地 の1~移転

> 4月 営業権の譲渡を受け、新生「光商事 株式会社」としてスタート

昭和49年1月 資本金を5,000万円に増資

昭和50年7月 商号を「オリオン交易株式会社」に 変更

昭和52年2月 資本金を6,500万円に増資

昭和57年2月 東京金取引所(現東京工業品取引所)金市場の会員となる

昭和61年2月 通商産業大臣(現経済産業大臣) より神戸ゴム取引所(現中部大阪 商品取引所)ゴム市場の商品取引 員の許可を受ける

3月 資本金を9,000万円に増資

昭和63年3月 農林水産大臣より大阪穀物取引所 (現関西商品取引所) 農産物市場 の商品取引員の許可を受ける

12月 大阪砂糖取引所(現関西商品取引所)砂糖市場の会員となる

平成元年4月 梅田支店開設

7月 資本金を1億7,200万円に増資

平成2年12月 資本金を2億4,000万円に増資

平成3年4月 福岡支店開設

5月 東京工業品取引所銀市場及び白金 市場の会員となる

6月 資本金を3億円に増資





- 平成3年8月 農林水産大臣より東京穀物商品取引 引所農産物市場の商品取引員の許 可を受ける
 - 9月 通商産業大臣(現経済産業大臣) より東京工業品取引所ゴム市場の 商品取引員の許可を受ける
- 平成4年7月 東京工業品取引所パラジウム市場の会員となる
- 平成7年1月 通商産業大臣(現経済産業大臣) より神戸ゴム取引所(現中部大阪 商品取引所)天然ゴム指数市場の 商品取引員の許可を受ける
- 平成8年10月 ホームページ開設
- 平成9年4月 赤坂支店開設
- 平成10年7月 農林水産大臣より関西商品取引所 の農産物・飼料指数市場の商品取 引員の許可を受ける
- 平成12年6月 通商産業大臣(現経済産業大臣) より中部商品取引所(現中部大阪 商品取引所)の石油市場の商品取 引員の許可を受ける
 - 10月 福岡支店移転
- 平成13年7月 盛岡支店開設
- 平成14年3月 横浜支店開設
 - 6月 仙台支店開設
- 平成15年2月 資本金を5億円に増資
 - 3月 千葉支店開設
 - 5月 梅田支店移転
 - 9月 静岡支店開設
 - 11月 神戸市中央区京町67番地に自社ビル (現OTC神戸ビル)取得
 - 12月 赤坂支店移転

- 平成16年4月 本社を自社ビル(OTC神戸ビル) に移転
 - 6月 宇都宮支店開設
 - 7月 ホームトレードサービス開始
 - 9月 法人部開設
- 平成17年1月 岐阜支店開設
 - 4月 札幌支店開設
 - 10月 中部商品取引所 (現中部大阪商品 取引所) が鉄スクラップを上場、 日本清算機構より同市場の清算資 格の承認を受ける
 - 11月 日本清算機構より大阪商品取引所 (現中部大阪商品取引所)のアル ミニウム市場及びニッケル市場並 びに東京工業品取引所の貴金属市 場及び石油市場の清算資格の承認 を受ける
- 平成18年1月 静岡支店と岐阜支店を統合して新 たに名古屋支店を開設
 - 7月 千葉支店を赤坂支店へ統合
 - 9月 横浜支店を赤坂支店に統合 当社100%出資子会社「株式会社道 の奥ファーム」設立
 - 10月 「New ORION宣言」公表 新ホームトレードシステム「ニュ ー・エクスプレス|導入
 - 11月 ホームページを全面リニューアル
 - 12月 受託業務における勧誘方針を公表
- (平成19年4月 遠野研修センター完成)
 - * * * * *





2. 会社の目的

当社の定款第2条には、当社の目的を次のよう に定めています。

- 1. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買および売買取引の受託 業務
- 2. ゴム・農産物・生糸・乾繭の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
- 3. 粗糖・精糖・黒糖・ビート糖等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
- 4. 綿花・綿糸・綿布・毛糸等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
- 5. 人造絹糸・ステープルファイバー等の売買、 仲介ならびに輸出入貿易または代理業
- 6. 金・銀・白金・パラジウム・銅・地金および 非鉄金属等の売買、仲介ならびに輸出入貿易また は代理業
- 7. 原油及び石油製品等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
- 8. 米、麦等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
- 9. 前各号における現物商品の販売および加工ならびに加工品の販売業務
- 10. 不動産およびその付属設備・什器備品類・車輌運搬具の売買仲介・管理および貸付
- 11. 前各号の現物ならびに有価証券における金融
- 12. 有価証券の売買
- 13. <u>商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、</u> 管理、顧問および販売業務
- 14. 上場商品指数の取引およびその受託、仲介、 取次ぎまたは代理業
- 15. オプション取引およびその受託、仲介、取次ぎまたは代理業
- 16. 前各号に附帯する一切の事業

※前記うち____線部分の事業は、現在行っておりません。

3. 事業の内容

①主たる業務

当社は、商品取引所法第190条第1項及び第2項に基づき、商品取引受託業務を行うことのできる商品取引員として、経済産業大臣及び農林水産大臣の許可を受け、受託業務会員として加入している各商品取引所に上場されている各種商品の取引について、顧客の委託を受けて取引を執行する受託業務及び自己の計算に基づき取引を行う業務を主たる業務としております。

②従たる業務

自社ビルの自社が使用しないフロアを賃貸、管理する不動産賃貸業・管理業、並びに米、大豆等の農産物、果物の生産及び販売業、さらには石油製品、貴金属類等の販売を行っています。

<受託業務を行っている市場>

- ·東京穀物商品取引所 農産物市場
- ・関西商品取引所 農産物市場
- ・関西商品取引所 農産物・飼料指数市場
- ·東京工業品取引所 貴金属市場
- ·東京工業品取引所 石油市場
- ・東京工業品取引所 ゴム市場
- ·中部大阪商品取引所 石油市場
- ・中部大阪商品取引所 鉄スクラップ市場
- ・中部大阪商品取引所 アルミニウム市場
- ・中部大阪商品取引所 ニッケル市場
- ・中部大阪商品取引所 ゴム市場
- ・中部大阪商品取引所 天然ゴム指数市場

<自己売買業務を行っている市場>

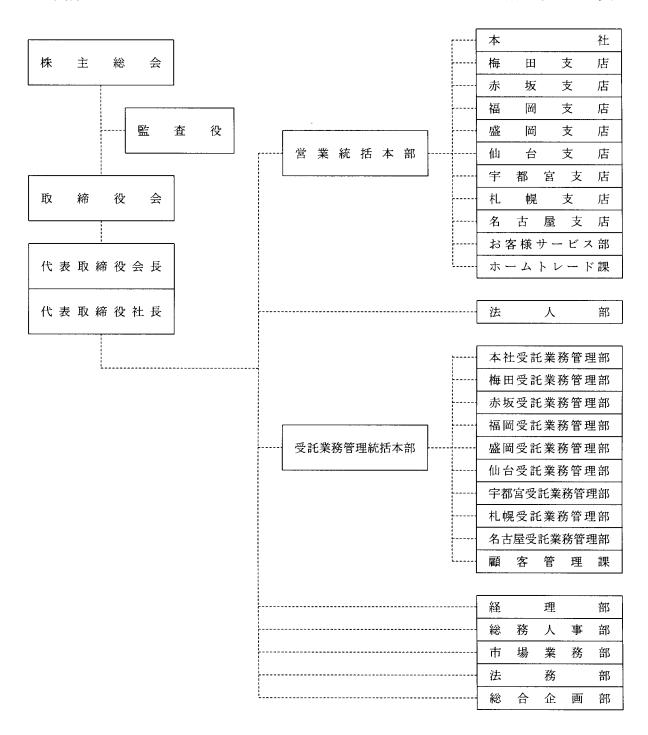
・前記全市場 及び 関西商品取引所砂糖市場





4. 組織図

※平成19年3月31日現在







5. 営業所の状況

※平成19年3月31日現在

店舗名	責任者名	所 在 地	電話番号
本 社	大津賀慶樹	〒650-0034 神戸市中央区京町67番地	078-391-7391
梅田支店	徳山 雅広	〒530-0051 大阪市北区太融寺町5番15号	06-6363-4433
赤坂支店	坂元 好夫	〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目5番3号	03-3224-2480
福岡支店	上田 卓也	〒812-0038 福岡市博多区祇園町4番13号	092-282-5300
盛岡支店	上原 英樹	〒020-0063 盛岡市材木町5番1号	019-604-9200
仙台支店	永田 哲哉	〒980-0804 仙台市青葉区大町1丁目1番20号	022-722-0303
宇都宮支店	熊谷 晃	〒320-0811 宇都宮市大通り4丁目1番19号	028-650-7280
札幌支店	山下 和昭	〒060-0003 札幌市中央区北三条西3丁目1番地2	011-221-1500
名古屋支店	大森 智志	〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目6番12号	052-205-7501

※本社の責任者名は本社営業部の責任者名を記しています。



6. 財務の概要

※平成19年3月31日現在(千円未満切り捨て)

a. 資 本 金	500,000千円
b. 純 資 産 額(※)	4,401,621千円
c. 総 資 産 額	9,146,182千円
d. 営 業 収 益	3,921,006千円
(うち 受取委託手数料)	(3,547,329千円)
e. 経 常 利 益	620,569千円
f. 当期純利益	264,350千円

※純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

7. 発行済株式総数

※平成19年3月31日現在

発行済株式の総数 927,000株	
-------------------	--

※当社の株式は非上場であり、且つ店頭公開もしておりません。

8. 主要株主名(上位10名) ※平成19年3月31日現在(千株未満切り捨て)

氏	名 又は	: 名	称	所有株式数	発行株式総数に対する所有株式数の割合
戸	舘	勇	幸	254千株	27.5%
オリ	オン交易	社員持	株会	175千株	18.9%
若	村		郷	60千株	6.5%
田	中	_	郎	50千株	5.4%
中	嶋	洋	治	48千株	5.2%
坂	元	好	夫	3 4 千株	3.8%
谷	П	茂	喜	3 1 千株	3.4%
藤	原宏	次	郎	30千株	3.2%
安	藤 五	続	雄	29千株	3.2%
林	敬		之	29千株	3.2%
上書	记 1 0 名	の台	計	7 4 4 千株	80.3%

9. 従業員の状況

※平成19年3月31日現在

		男 女 別		営業・非営業	
項目	総計	男	女	営業	非営業
従 業 員 数	248人	192人	56人	129人	119人
平均年齢	32.2歳	33.3歳	27.7歳	29.5歳	34.8歳
平均勤続年数	5.9年	6.6年	3.6年	4.4年	7.6年
登録外務員数	168人	151人	17人	129人	39人





10. 役員の状況 ※平成19年6月15日株主総会並びに取締役会承認

40. 点	nt 29	== +
役 名	氏名 	所有
職名	生年月日	株式数
代表取締役	戸舘勇幸	254千株
会 長	昭和22年7月10日	
代表取締役	若 村 郷	60千株
社 長	昭和27年6月16日	
	-5421 4 0 7710 4	
取締役副社長	小山 勝昭	10千株
	昭和17年3月17日	
常務取締役	田中一郎	50千株
	昭和30年6月18日	0 0 1 510
	PB/1000 T 0 // 10 f	
Mr. Thomas Artista		
常務取締役	藤原 宏次郎	30千株
	昭和28年3月29日	
取 締 役	坂 元 好 夫	3 4 千株
	昭和32年4月2日	
取締役	谷口茂喜	3 1 千株
	昭和36年9月22日	
Fire 4th Aft.		0 0 - 14
取締役	安藤 五続雄	29千株
	昭和38年4月2日	



役名	氏 名	所 有
職 名	生年月日	株 式 数
取 締 役	林 敬 之 昭和39年12月10日	29千株
取 締 役	小橋 千惠三 昭和28年1月16日	18千株
取 締 役	益 田 定 昭和27年12月13日	15千株
取 締 役	大 庭 徹 昭和20年3月13日	12千株
取 締 役	佐藤 民夫 昭和23年1月29日	20千株
取 締 役	徳 山 雅 広 昭和40年7月29日	0 千株
取 締 役	本 元 勝 昭和46年5月10日	4 千株
常勤監査役	中嶋 洋治 昭和23年7月26日	48千株
社外監査役	福井和郎 	10千株
計	17名	659千株

- ※1. 監査役 福井和郎 は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- ※2. 所有株式数の千株未満は切り捨てています。



■営業の状況

1. 営業方針

当社は、お客様一人ひとりに対し、それぞれの 異なるニーズに合わせたきめ細かなサービスの提 供に努めるとともに、良きアドバイザーとして信 頼される企業を目指し、日々努力しております。

そのためにも、まず、当社の登録外務員が、担当しているお客様一人ひとりのニーズをよく把握し、お客様の立場に立ったサービスを心掛けるよう、常に指導、教育しています。

その内容は、商品先物取引にこだわらず、広く 資金運用全般にわたってお役に立てるよう努めて おります。

また、コンピューターや情報機器の発達で、世の中は大変便利になりましたが、その結果、人と人との関係が無味乾燥としたものになってきているようにも思われます。こういう時代だからこそ逆に、人と人の触れ合い、心と心の触れ合いが大切だと当社は考え、そういう触れ合いの中で、自らの信頼を築くことを社員一人ひとりのモットーにさせています。

つまり、当社は、グローバルスタンダードが叫ばれる時代に逆行するかも知れませんが、地域に 密着した「顔の見えるサービス」を、これからも大切にしていきたいと考えています。

一方、企業に対し、金融業界においては特にコ ンプライアンスが強く求められています。

当社に致しましても、その徹底が当社とお客様 との信頼の掛け橋を結ぶ近道と考え、現在、営業 部と営業を監視する受託業務管理部、及び社員教 育や社員管理の総務人事部を中心に、受託等業務 に万全を期すよう全力で取り組んでいます。

受託業務管理部では、全店のお客様からの苦情

や相談に迅速に対応できる態勢を整えると共に、 毎日のお客様の取引状況を調査し、取引に無理が ないかなどのチェックを行っています。また、当 社でお取引を始められるお客様には、契約に先立 ち、同部の者がお客様に面談の上、お取引の際の 特に注意すべき内容についての補足説明を行い、 お客様の注意を促すと共に、営業活動についての アンケート調査を行い、営業部の活動に行き過ぎ がないかチェックし、その牽制にも努めておりま す。

特に注意すべき内容については、当社ホームページでも、お取引の際の注意事項として、補足説明に準ずる内容のものを掲載致しておりますのでご参考下さい。

(URL:http://www.orionkoeki.co.jp/)

2. 当社及び当業界を取り巻く環境 <当期における取り巻く環境の状況>

当期(平成18年4月1日~平成19年3月31日)に おける我が国経済はというと、月例経済報告における我が国経済の景気基調判断で一貫して「回復している」と言われ続けられた通り、緩やかであっても回復傾向にはありました。ただ、企業収益や設備投資、生産が改善または増加傾向にあり、また、雇用情勢も改善傾向にあったものの、個人消費の後半の鈍化、横ばい、並びに輸出の横ばいが影を落とす格好となりました。

確かに、厚生労働省発表の毎月勤労統計調査による平成18年の平均月間現金給与総額は前年比0.3%増の335,774円と2年連続の増加となっていましたし、総務省発表の労働力調査による平成18年度の完全失業率も前年度比0.2ポイント低下の





4.1%と4年連続の改善となっていましたが、総務省発表の家計消費状況調査による二人以上世帯 (農林漁家世帯を含む)の平成18年度一世帯当たり月平均消費支出は358,609円で、平成17年度平均の356,369円から微増にとどまっていたことや、同じく総務省発表の消費者物価指数の平成18年度総合指数にしても、8年振りの上昇となったものの、100.2(平成17年=100)と、前年度比0.2%のわずかなものだったことなどが物語るように、一般の人々にとっては、強さの感じられない景気回復だったのではないでしょうか。

また、資金運用方面での状況……例えば、平成18年度中はかなり上昇したような印象の強い株価にしても、同年度末(平成19年3月31日)の日経平均株価は17,267円65銭で、前年度末の17,059円66銭と比べ、ごくわずかな上げ幅にとどまっていたことや、平成18年度の東京証券取引所一部市場の売買代金が655兆円と前年度比18.2%も増加していたのに対し、売買高は4,884億株で前年度比8.9%減少していたという歪さなどからも、景気回復が本格的なものではないという印象を受けました。

く当期における当業界の状況>

そのような状況の中、当業界の状況はというと、 平成18年4月1日の東京穀物商品取引所と横浜商 品取引所の合併、平成18年12月1日の関西商品取 引所と福岡商品取引所の合併、平成19年1月1日 の中部商品取引所と大阪商品取引所の合併と、7 ケ所あった商品取引所が平成18年度中に4ヶ所に 減少しました。

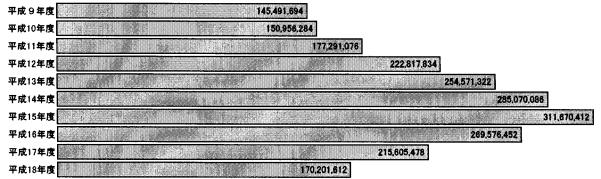
一方、日本商品先物取引協会の平成18年度中の 会員の異動を見ると、加入した企業が4社、脱退 (破産又は受託業務を廃止)した企業が7社、合 併により6社が3社となり、差し引き6社減少し たことになります。

こういった規模面での数の減少の影響を受け、 我が国商品取引所の総売買高は前年度比21.1%減 少の1億7,020万1,612枚にとどまり、3年度連続 の減少となりました。

また、平成18年6月7日に成立した金融商品取引法の平成19年度の施行に併せて、改正商品取引所法も同年度に施行される予定になっていることから、それを先取りする形で日本商品先物取引協会は、法令遵守を徹底するため、会員に対し「ト

▼我が国商品取引所の総売買高推移

(単位:枚)







ラブル解消アクションプログラムの策定」、「社 員教育の実施、社内管理体制の点検、整備の要 請」、「トラブル解消に向けての一層の取組みに ついての要請」、「公益通報窓口の設置」、「中 堅外務員研修の実施」、「営業幹部セミナーの実 施」、「業界の取組みに関する広報の実施」、

「特別電話相談(110番)の実施」、「優良外務 員制度(仮称)の検討」、「法令遵守に係る会員 への指導」といった取組みを行いました。

その他、市場振興策として、中部大阪商品取引 所がガソリン、灯油、軽油の、東京工業品取引所 が銀とアルミニウムの、それぞれ売買単位を引き 下げました。

<当期における当社の主な取扱商品の状況>

- ・金……4月上昇、5月に天井をつけて反落、6 月に年度最安値をつけて反発、7月小天井をつけ て反落、10月に底値をつけて反発し、翌年2月に 年度最高値をつけ、3月押し目形成後、年度末に かけて小確り。
- ・白金……4月安い~5月高い~6月安い~9月高い~10月安い(年度最安値)~11月高い~12月安い~翌年2月高い(年度最高値)と上げ下げを繰り返した後、3月押し目形成後、年度末にかけて確り。
- ・銀……4月前半は堅調に推移していたが、後半から6月にかけて値を下げ、年度最安値を付けた、その後、途中押し目を形成しながら、翌年2月の年度最高値まで上昇。3月押し目形成後、年度末にかけて小確り。
- ・パラジウム……4月に年度最高値をつけた後、 6月の年度最安値に向けて下落し、その後、翌年 2月にかけて戻すも、4月の年度最高値には一歩

及ばず。3月押し目形成後、年度末にかけて小確 り。

- ・アルミニウム……4月上昇、5月に年度最高値をつけた後、6月の年度最安値まで値を下げる。9月まで年度の下半分の水準でもみ合った後、翌年2月にかけて上昇するも、4月の年度最高値にはわずかに及ばず。3月押し目形成後、年度末にかけて小確り。
- ・ニッケル……4月の年度最安値から翌年3月の年度最高値に向けて一貫して上昇。
- ・鉄スクラップ……4月の年度最安値から翌年3月の年度最高値に向けて一貫して上昇。
- ・RSS3号……4月のジリ貧後、6月の年度最高値まで上昇し、その後11月の年度最安値まで下落。翌年2月にかけて上昇。3月押し目形成後、年度末にかけて確り。
- ・TSR20……4月保合い後、7月の年度最高値まで上昇し、その後11月の年度最安値まで下落。翌年2月にかけて上昇。3月押し目形成後、年度末にかけて確り。
- ・ゴム指数……4月保合い後、6月の年度最高値まで上昇し、その後11月の年度最安値まで下落。翌年2月にかけて上昇。3月押し目形成後、年度末にかけて確り。
- ・原油……4月から9月にかけて年度上半分の水準でもみ合い、7月に年度最高値を形成。9月から翌年3月にかけて年度下半分の水準でもみ合い、1月に年度最安値を形成。その1月から年度末に向けては上昇。
- ・ガソリン……4月から9月にかけて年度上半分の水準でもみ合い、8月に年度最高値を形成。9月から翌年3月にかけて年度下半分の水準でもみ



合い、1月に年度最安値を形成。その1月から年 度末に向けては上昇。

- ・灯油……4月から9月にかけて年度高値圏水準でもみ合い、7月に年度最高値を形成。9月から翌年2月にかけて年度安値圏の水準でもみ合い、1月に年度最安値を形成。その1月から年度末に向けては上昇。
- ・一般大豆(米国産大豆)及びNon-GMO大豆…… 4月から9月にかけて年度底値圏でもみ合い、9 月に年度最安値を記録後、翌年2月にかけて上昇、 年度最高値を記録。3月押し目形成後、年度末に かけて確り。
- ・とうもろこし……4月から9月にかけて年度底 値圏でもみ合い、6月に年度最安値を記録。その 後、翌年2月にかけて上昇、年度最高値を記録。 年度末にかけては緩む。
- ・コーン75指数……4月から9月にかけて年度底 値圏でもみ合い、8月に年度最安値を記録。その 後、翌年2月にかけて上昇、年度最高値を記録。 年度末にかけては緩む。
- ・アラビカコーヒー……4月は小確りした動きとなるも、6月にかけて下落、年度最安値をつけ、その後12月の年度最高値まで上昇。年度末にかけては値を下げる。
- ・ロブスタコーヒー・・・・4月から6月にかけて年度下値圏でジリ貧となり、6月に年度最安値を記録。その後、11月の年度最高値まで上昇し、年度末にかけては高嶺圏でもみ合う。
- ・コーヒー指数……4月から7月にかけて下落し、 年度最安値をつけた後、12月にかけて上昇し、年 度最高値をつける。その後年度末にかけては値を 下げる。

- ・小豆……4月から5月にかけてジリ貧後、8月の年度最高値まで上昇。その後10月の年度最安値まで下げ、11月にかけて戻すも、年度末にかけて緩む。
- ・[参考]円(対ドル相場)……5月にかけて値を下げ、年度最高値をつけた後、翌年1月の年度最安値に向けて値を下げる。2月は高値圏で持ち堪えていたが、3月押し目形成後、年度末にかけて確り。

3. 営業の経過及び結果

このような状況の下、当社は、取り巻く環境が 目まぐるしく変化し、その対応もスピードが要求 されている昨今、当社の統一的な意思決定のスピ ード化を図るために代表取締役社長に 若村 郷 が就任し、新体制を構築しました。

また、コンプライアンスの拡充が求められる中、 当社全社員が、当社の「**社是**」

- 一、信頼……正々堂々/コンプライアンス
- 一、創造……創意工夫/未来を見つめる
- 一、挑戦……打破前進/昨日より今日、今日 より明日
- 一、繁栄……誠心誠意/愛される企業
- 一、貢献……共存共栄/喜びを分かち合う

の精神を踏まえた上で、自らの誓いとして「New ORION宣言」

我々、オリオン交易の社員は、お客様の喜びと満足を糧とし、お客様への感謝の気持ちを力に換え、常に正々堂々、努力を怠らず、





明るい未来に向け、一歩一歩邁進していきます。

を採用し、ホームページ等で公表しました。 加えて、当社の受託業務における「**勧誘方針」**

当社は商品先物取引の勧誘にあたり、法令 諸規則を遵守し、お客様との信頼の構築が最 大の財産であるとの認識に立ち、以下の通り 当社の勧誘方針を定めます。

- 1. お客様の知識、経験及び財産の状況に照らし配慮した適正な勧誘を行なうよう努めます。なお、「適合性の原則」等に則り、お取引をお受けできない場合もございますのでご留意ください。
- 2. お客様にご迷惑となるような方法及び時間帯での勧誘は行ないません。
- 3. お客様にお取引の仕組みとルール、商品 内容、契約内容及びリスクをご理解頂けるよう留意し十分な説明に努めます。
- 4. お客様が自己責任に基づいて安心してお取引頂けるよう受託契約前に再度リスク等について受託業務管理部が重要事項の補足説明を行い十分なご理解に努めます。
- 5. 当社の役職員は常により良いサービスの 提供ができますよう、知識の習得及び研鑚に 努めます。
- 6. お客様のお取引等に関する相談窓口は、 速やかに対応できますよう各本支店受託業務 管理部に設置しております。

を制定し、ホームページ等で公表しました。

その他、お客様サービス部の充実を図り、お客様の育成などに力を入れました。

尚、農業事業については、当社100%出資子会社「株式会社道の奥ファーム」を設立し、自然豊かな遠野市で育まれたブルーベリーや黒大豆の枝豆、大胚芽米の発芽玄米の販売を本格化させたところであります。

以上ようなの状況下において、当期における当 社の委託売買高は前期比29.2%減の239万8,494枚 にとどまり、その結果、受取手数料は同26.9%減 の35億4,732万9千円となりました。

一方、売買損益は、担当部署においてディーリングの研究に力を入れたものの、前期比20.9%減の3億9,102万8千円にとどまりました。

結果、営業収益は前期比26.7%減の39億2,100万6千円となり、営業費用は、全社一丸となっての経費削減努力により同3.8%減の37億939万9千円となり、営業利益は同85.8%減の2億1,160万7千円、経常利益は同63.0%減の6億2,056万9千円、税引後当期純利益は同69.8%減の2億6,435万円となりました。

4. 会社が対処すべき課題

- ・手数料自由化への対応……平成16年末からの手数料自由化による手数料競争はまだ起きていませんが、当社は、すでに対面取引において委託手数料の大口取引割引制度を導入すると共にネット取引では一律の割安手数料を導入しています。
- ・収益力等の回復……絶対的な取引量の確保が必要で、そのためには、外務員1人当たり、1支店当たりの委託者数並びに預り証拠金残高の増加、それに比例した建玉の増加を図らなければならず、



その対応策としては、お客様との長いおつき合い というテーマを掲げ、お客様サービス部を中心に 取り組んでいます。

・財務基盤の強化……一つは、商品先物取引の受 託業務以外での安定した収入を図ることも大切で、 2004年9月に開設した法人部を中心に現物商品の 売買や2006年9月設立の100%子会社(株)道の奥 ファームを中心とした農業事業の拡充によって収 益力の強化を目指します。

また、2005年5月に改正商品取引所法が施行されて以降、淘汰される同業他社と、逆の相次ぐ他

業種からの参入などを考えると、競争激化が予想 され、そのため、よりスリムで小回りの利く、経 営効率の良い体制の構築に取り組んでいます。

- ・コンプライアンスの拡充……受託業務管理部を中心に、営業部への牽制、社員教育、お客様育成という立場に立ったお客様への対応、等々に全社ー丸となって取り組んでいます。
- ・内部統制システムの拡充……平成18年6月15日 に内部統制システム構築の基本方針を決定し、会 社の業務の適正確保に努めています。

(a) 受取手数料(消費税は含まれておりません)

(金額:千円未満切り捨て)

(ロ/文化) 秋行 (旧真)加る日 (314-14-3 31 (70)	(並根・117代間9771日で		
期別	第 50 期	第 51 期	前期比	
商品市場	平成17年4月~平成18年3月	平成18年4月~平成19年3月	増減率	
商品先物取引				
・農産物市場	2, 387, 685	1, 798, 373	▲ 24.68%	
·農産物·飼料指数市場	38, 766	10, 984	▲ 71.66%	
・ゴム市場	277, 450	112, 830	▲ 59.33%	
・ゴム指数市場	1, 464	1, 470	0.40%	
・石油市場	2, 004, 894	1, 055, 309	▲ 47.36%	
・貴金属市場	130, 828	568, 205	334. 31%	
・鉄スクラップ市場	12, 840	142	▲ 98.89%	
・アルミニウム市場	30	12	▲ 60.00%	
・ニッケル市場	_	_	_	
• 砂糖市場	_	_	_	
合 計	4, 853, 960	3, 547, 329	▲ 26.91%	

※上記(a)及び次頁の(b)、(c)も含め、記載期間におけるオプション取引の実績はありません。





(b)売買損益(消費税は含まれておりません)

(金額:千円未満切り捨て)

期別	第 50 期	第 51 期	前期比	
商品市場	平成17年4月~平成18年3月	平成18年4月~平成19年3月	増減率	
商品先物取引				
• 農産物市場	152, 679	215, 958	41. 44%	
• 農産物·飼料指数市場	37, 175	1,829	▲ 95.08%	
・ゴム市場	67, 097	58, 271	▲ 13.15%	
・ゴム指数市場	▲ 9,542	▲ 4,052	_	
• 石油市場	238, 104	196, 080	▲ 17.64%	
・貴金属市場	▲ 4, 386	▲ 75, 360	_	
・鉄スクラップ市場	13, 381	▲ 1,744	▲ 113.03%	
・アルミニウム市場	▲ 112	45		
・ニッケル市場	_	_	_	
• 砂糖市場	_			
合 計	494, 396	391, 028	▲ 20.90%	

(c)売買高

(単位:枚)

期別	第 50 期			第 51 期		
***************************************	平成17年	平成17年4月~平成18年3月		平成18年4月~平成19年3月		
商品市場	委 託	自	合 計	委 託	自己	合 計
商品先物取引						
・農産物市場	1, 357, 349	600, 344	1, 957, 693	1, 093, 400	437, 214	1, 530, 614
・農産物·飼料指数市場	19, 850	18, 248	38, 098	6, 164	5, 674	11,838
・ゴム市場	144, 083	88, 330	232, 413	70, 692	34, 294	104, 986
・ゴム指数市場	1,670	856	2, 526	1, 366	339	1, 705
・石油市場	1, 826, 793	794, 459	2, 621, 252	1, 106, 462	531, 589	1, 638, 051
・貴金属市場	27, 517	668	28, 185	120, 275	13, 975	134, 250
・鉄スクラップ市場	11, 797	6, 714	18, 511	131	104	235
・アルミニウム市場	10	8	18	4	4	8
・ニッケル市場	_	_	_		_	_
・砂糖市場	_	_	_	_	_	
合 計	3, 389, 069	1, 509, 627	4, 898, 696	2, 398, 494	1, 023, 193	3, 421, 687



5. 受託業務管理規則

当社「受託業務管理規則」等は次の通りです。

受託業務管理規則

(目 的)

第1条 この規則は、商品市場における取引(以下、「商品先物取引」という)の受託及びその委託の勧誘並びにこれらに付帯する業務(以下「受託等業務」という)について、その適正な運営及び管理に必要な事項を定め、委託者の保護育成を図ることを目的とする。

(誠実かつ公正の原則)

第2条 当社並びに当社役員及び社員は、顧客に対し、顧客の意思を尊重し、誠実かつ公正に、その業務を遂行するものとする。

(受託等業務における禁止行為)

第3条 商品先物取引の受託等業務にあたっては、商品取引所法、同法施行規則(主務省令)、主務省の定める「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」、受託契約準則、並びに日本商品先物取引協会が定める「受託等業務に関する規則」等を遵守し、それらに定める禁止行為を行ってはならない。尚、それら禁止行為については、受託契約前に委託者に説明しておかなければならない。

(自己責任原則の徹底)

第4条 商品先物取引の受託等業務にあたっては、第5条から第13条までに定める行為を徹底し、取引は委託者である顧客自身の判断と責任において行うべきものであることについて、顧客の理解と認識を得るものとする。

(勧誘の告知)

第5条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、顧客に当社の商号、登録外務員の氏名及び同勧誘であることを告げた上で、その勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思の確認について記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

2 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が勧誘を希望しない旨又は商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合には、以後の継続的な勧誘又はその後の再勧誘は行なわないものとする。また、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号について記録を作成し、FAXやメール等で本・支店等全社内に周知徹底し、社内掲示する等その防止措置を講ずるものとする。尚、勧誘拒否者の記録は管理担当班で厳重に保管するものとする。

- 3 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせる ような仕方での勧誘は行なわないものとする。但 し、顧客の指示又は承諾がある場合はこの限りで ない。
- ①午後9時から午前8時等迷惑となる時間帯における電話又は訪問による勧誘
- ②顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘
- ③顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
- ④顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法 での勧誘

(勧誘の際の説明義務)

第6条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当 たっては、「受託契約準則」、「商品先物取引委託 のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用い て次の事項を顧客が容易に理解できるよう留意し





- つつ説明し、理解の確認を行うものとする。尚、 説明及び理解の確認に当たっては、まず、①号及 び②号に係る説明をし、その理解の確認を書面に より行い、その後にその他の事項について説明し、 その理解の確認を書面により行うものとする。
- ①商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10~30倍にもなる過大な取引を行うものであること
- ②預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- ③取引証拠金等の制度、種類及びその発生のしく み等に関する事項
- ④委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
- ⑤商品取引員の禁止行為に関する事項
- ⑥その他「商品先物取引委託のガイド」に記載する、 主務省令で定められた事項
- 2 商品先物取引は損失を被ることがあるため、 顧客に対し取引は自己の責任と判断において行な うべきものである旨十分な理解と自覚を求めるも のとする。
- 3 当社は、委託者の保護措置として、委託者毎に投資可能資金額を取引限度とする制限を設けており、その範囲内で取引するよう制限している旨を説明し、顧客の十分な理解と認識を得られるよう求めるものとする。

(取引意思の確認)

- 第7条 商品先物取引の受託に際しては、委託者 の取引の意思を十分に確認した上で行うものとす ス
- 2 当社において新たに商品先物取引を始めようとする委託者(以下、「新委託者」といい、当社と

- の取引を終了した者も含む)に対しては、受託契約前に、別に定める「顧客等の本人確認要領」に基づく本人確認に必要な書類を添えた所定の「口座開設申込書」による申し込みを受けなければならない。
- 3 前項の口座開設申込書には、顧客の属性情報を的確に把握するため、以下の事項を設定し、当該顧客から申告を受けるものとする。但し、④号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び取引の過程で損失が発生した場合は損金額が減額されるものであることを分かりやすく説明した上で申告を受けなければならない。
- ①氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、住所 及び連絡先
- ②職業、会社名、役職名勤務先等
- ③年収及び資産の状況
- ④投資可能資金額
- ⑤商品先物取引その他の投資経験の有無及びその 程度
- ⑥その他当社が必要と認めた事項
- 4 勧誘時及び契約時において委託者の取引の意思を確認することは勿論のこと、取引中の委託者であっても、受注の都度取引の意思確認を行なわなければならない。
- 5 前各項の取引意思の確認については、その内容を明確にしておくため、確認の日時、場所、確認者及び確認内容等の記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(顧客カードの整備)

第8条 当社は、各店舗毎に商品先物取引を行お うとする顧客について、「口座開設申込書」に基づ



いて次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- ①氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、住所 及び連絡先
- ②職業、会社名、役職名勤務先等
- ③年収及び資産の状況
- ④投資可能資金額
- ⑤商品先物取引その他の投資経験の有無及びその 程度
- ⑥その他当社が必要と認めた事項
- **2** 前項各号の記載内容に変更があったときは、 その都度更新し、適切に管理するものとする。
- 3 顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を 記載し、すべてこれを第14条第3項に定める総括 責任者のもとに備え付けるものとする。尚、その 写し(各店の当該委託者分)を各店においても備え 付けるものとする。

(理解度等の調査)

第9条 新委託者に対しては、商品先物取引に対する理解度及び取引の意思の確認等を判定するため、営業部の者(登録外務員)が下記の項目等について調査を行うこととする。

- ①損失リスク等、取引の危険性に対する理解
- ②商品先物取引の仕組み及び損益計算方法の理解
- ③取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法 の理解
- ④値幅制限、建玉制限及び投資可能資金による制 限等についての理解
- ⑤その他、商品取引員の禁止事項等、「商品先物 取引委託のガイド」の内容についての理解
- ⑥自己の判断及び責任において取引を始める旨の 意思の確認

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第10条 当社は、次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対しては商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行なわないものとする。

- ①未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、 精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められ る者
- ②生活保護法による保護を受けている世帯に属す る者
- ③破産者で復権を得ない者
- ④借入により商品先物取引を行なおうとする者
- ⑤長期療養者及びこれに準ずる者で随時連絡が取 れない者
- ⑥主として年金、恩給、退職金、保険金等により 生計を維持しており、それらの収入が収入全体の 過半を占めている者
- ⑦一定以上の収入(年収500万円以上)を有しない 者
- (8)25歳未満の若年者及び70歳以上の高齢者
- ⑨投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者
- 2 前項⑥号及び同⑦号に該当する者ついては、本項①号の例外要件を満たしている場合、前項⑧号の70歳以上の高齢者のうち75歳以上の者については本項②号の例外要件を満たしている場合、前項⑨号に該当する者については本項①号の例外要件を満たしている場合であって、それぞれ自書により、自ら商品先物取引を行なうに不適格な対象者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、第14条





第3項に定める総括責任者がこれらの者の勧誘及び受託の適否を審査して承認したときは、前項の規定にかかわらず、これらの者に対し勧誘及び受託ができるものとする。尚、前項®号の70歳以上~75歳未満の高齢者についても、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解していること及び投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて総括責任者が厳格に審査するものとする。

①顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる 資産を有しており、それを証明するものがあること。

②顧客が直近の過去3年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引(金融先物取引、有価証券に係る先物取引、株式の信用取引等)の経験が有り、且つ、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解している旨を客観的に証明できるものがあること。

- 3 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を 作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
- 4 第1項各号に該当しない者であっても、第14 条第3項に規定する管理担当班ブロック管理責任 者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物 取引にふさわしくないと認定した者に対しては、 商品先物取引の勧誘及び受託を行なわないものと する。
- 5 取引中に新たに第1項各号に該当することが明らかになった場合には、当該委託者に取引の決済を要請し、速やかに清算するよう努めるものとし、その後の勧誘及び受託は行なわないものとする。但し、第1項⑥号から⑨号までの該当するこ

ととなった者については、第2項の手続きによる 総括責任者の審査を受けて承認を得た場合は、こ の限りではない.

6 第2項に係る審査に関して、同項に規定しない審査手順等の詳細は、別に定める「委託者からの受託に係る取扱要領」によるものとする。

(適合性の審査)

第11条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行なおうとする場合、口座開設申込書、顧客カード及び第9条の理解度調査に基づいて顧客の知識、経験、理解力及び資金力等の把握に努め、適合性の原則に照らして審査し、不適当であると認められる商品先物取引不適格者の参入を防止しなければならない。

- 2 前項の審査による承認があるまでは、登録外務員は、約諾書の差入、取引証拠金等の預託及び売買の注文を受けないものとする。また、審査の過程で適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとし、その者からの申し出であっても商品先物取引の委託は受けないものとする。
- 3 第1項の審査の結果については、審査日、審 査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた 記録を作成し、取引終了後3年間保存するものと する。
- 4 適合性の審査手順等の詳細は、別に定める「委託者からの受託に係る取扱要領」によるものとする。

(重要事項の補足説明及び適合性の再調査等)

第12条 前第11条の審査終了後、第14条に定める 受託業務管理部の者が事前交付書面の種類、商品 先物取引の危険性、取引は委託者の自己責任によ





り行う旨、値幅制限や投資可能資金による建玉制 限等々について記載した所定の重要事項補足説明 の冊子を使いながら説明を行うとともに新委託者 の理解度等の再調査を受託契約前に行うものとす る。

- 2 前項の理解度等の再調査が終了するまでは、 登録外務員は取引の売買注文を受けないものとする。
- 3 委託者からの取引等に係る疑義、相談等に対応する部署について、委託者に周知し、疑義の早期解決に努めるものとする。

(不正資金流入防止措置)

第13条 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭又は有価証券等を取扱っている者、企業の経理又は財務担当者等の自己の資産以外の金銭等を取扱っている者から新たに商品先物取引の受託を行う場合は、本人から取引を行いたい旨の理由を明記した本人自書の申出書があり、第14条第3項に定める総括責任者が認めた場合に限る。

- 2 前項に該当する委託者からの投下資金累計額 (取引証拠金に加算した差引益金の額は除く)が当 該委託者に見込まれる投資可能資金額の範囲を超 えることとなる場合は、資金の裏付けとなる証明 書類の提出を求め、第14条第3項に定める総括責 任者の承認を得るものとする。提出がない場合は 追加資金の入金を断るとともに、既存の建玉に関 しても十分に注意し、決済してもらうよう当該委 託者に申し出る。
- 3 尚、不正資金流入防止措置の経過を明確にするため、本条第1項又は第2項において行った投資可能資金額ないし金融資産の調査に係る記録を作成し、当該委託者が取引を終了した後より3年

間保存するものとする。

(受託業務管理担当班の設置)

第14条 当社は、受託等業務に係る責任の所在の明確化を図るため、受託業務管理部を設置し、各本支店毎に受託業務管理部の者を中心に営業部門以外の者で受託業務管理担当班を設ける。

- 2 受託等業務に係る総括管理及び管理担当班の 職務の総括調整を行うため、本社に総括責任者、 及びブロック毎にブロック管理責任者を置くもの とする。
- 3 総括責任者及びブロック管理責任者は次の者 とする
- ①総括責任者は受託業務管理部統括本部長(上級 取締役以上)がこの任に当たり、副総括責任者は 受託業務管理部上級管理者(部長以上)がこの任に 当たる。
- ②ブロック管理責任者は副総括責任者がこの任に 当たり、各本支店の受託業務管理担当班の者が補 佐する。
- 4 総括責任者は、取締役会に受託業務管理状況 を年2回以上報告しなければならない。

(受託業務管理担当班の職務)

第15条 受託業務管理担当班の職務は次の通りとする。

- ①「口座開設申込書」及び「顧客カード」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- ②顧客管理のための「顧客カード」の整備
- ③委託者の資金力、取引経験等からみて不相応と 判断される取引の抑制
- ④「委託者からの受託に係る取扱要領」に基づく審 香
- ⑤登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状





況の掌握及び営業部門に対する指導

- ⑥取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速 適切な措置
- ⑦外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る 指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発 見した場合の迅速適切な措置
- ⑧委託者からの苦情、紛争に対する適切な対応
- ⑨過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入 予防措置
- ⑩商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委 託者の理解度を向上させるために必要な措置
- ①その他委託者の保護育成に必要と認められる事項
- ⑩第21条第2項に定める違反者に対する処分について、懲罰委員会に意見を具申する。
- ⑬各本支店の受託業務管理部とよく連絡を取り 合って職務の調整を図る。

(未経験者の保護育成措置について)

第16条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、直近の過去3年以内に延べ90日以上商品先物取引の経験のない委託者(以下、「未経験者」という)については3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- ①委託者に対し、第6条及び第12条に定める説明を行うことにより商品先物取引についての充分な理解と認識を求めること。
- ②取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失 の発生についての理解を求め、余裕資金を保持し た取引を励行させるとともに、当該委託者の資金 力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断さ れる取引についてはこれを抑制する等の措置を講

ずること。

- ③習熟期間内における受託数量を、建玉時に預託する取引証拠金等の額が口座開設申込書により顧客が申告した投資可能資金額の3分の1の額に相当する数量に制限すること。但し、その額には取引開始後に発生する追証拠金、臨時増証拠金、定時増証拠金等は含まないものとすること。
- ④その他未経験者の取扱いに係る詳細は、別に定める「委託者からの受託に係る取扱要領」によるものとし、未経験者に対してその内容を契約前に分かりやすく説明して理解を得ること。
- 2 前項③号の制限について、未経験者自身がこれを超える取引を希望した場合には、当該者がそのためには本人が商品先物取引に習熟していることが必要であること及び当社において未経験者を保護するために取引数量を制限する措置を設けていることを理解しているとともに、自らその要件を満たすことについて確認している旨の自書による申出書を受けた上で、当該者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがある場合において、総括責任者がこれらの内容を審査し、承認したときは、前項③号の受託制限数量を超えて受託することができる。但し、その場合の受託数量は投資可能資金額を上限とする。
- 3 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

(取引本証拠金について)

第17条 当社において、取引本証拠金の額は、取引所が定める取引本証拠金基準額以上の額とし、別表に定める額とする。





- 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として 第14条第3項に定める総括責任者があたり、その 内容を社内に徹底するとともに、委託者に周知す る。取引本証拠金基準額及び取引本証拠金の額等 に変更があったときは、委託者に対してその適用 日の2営業日前までに電話及び書面等により通知 し、その通知書面は5年間保存するものとする。
- 3 取引本証拠金の額等に関して本規則を制定又は変更したときは、その写しを当該商品取引所に 提出するものとする。

(商品取引所の会員及び当業者についての特例)

第18条 商品取引所の会員及び当業者については、第7条、第8条、第11条に記載されている「口座開設申込書」の差し入れ、及び第9条、第12条に記載されている「理解度等の調査」の実施、並びに第12条に記載されている「重要事項補足説明」の実施は要しないものとする。また、第6条に記載されている「勧誘の際の説明」に関しても、第3条の趣旨に違背しない範囲において、要しないものとする。

(本規則の適用除外)

第19条 当社は、電子取引(オンライントレード) については原則的に本規則の適用除外とし、別に 定める「電子取引に係る受託業務管理規則」、「電子取引に関する取り決め」並びに「電子取引システムの運用規程」に従うものとする。

(広告)

第20条 当社において、受託等業務の手段として 印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広 告・宣伝を行うときは、別に定める「広告の取扱 要領」に基づき、その表示及び方法を適正に行う よう努める。

(個人情報の保護)

第21条 当社は、「個人情報の保護に関する法律」 及び関連する法令、及び同法に関して主務省が定 めたガイドライン等を遵守し、個人情報保護のた めの組織を形成すると共に社内規程を設けるなど 必要な措置を講じ、全役員及び全従業員(契約社 員、派遣社員、パート社員等も含む)に必要な研 修を行い、個人情報の適正な取り扱いを図るもの とする。

(委託者への取引履歴の開示)

第22条 当社は、委託者の保護を図るため、委託者から当該委託者の取引履歴の開示請求があったときは、別に定める「委託者への取引履歴の開示に関する取扱要領」により、委託者別先物取引勘定元帳及び委託者別証拠金等現在高帳を開示するものとする。

(違反者に対する罰則について)

第23条 当社は、受託等業務に関する法令、その他の諸規則を遵守し、社会的信用の向上及び企業としてのリスク管理の向上を図るため、社内に受託等業務に関する懲罰委員会を設置する。

2 本規則に違反した者に対しては、前項の懲罰 委員会において同委員会の規定に則り、処分内容 を審議し、その結果を踏まえて取締役会において 決定する。

(本規則の制定及び改正について)

第24条 本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第25条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届出るものとする。また、これを変更したときも同様とする。



2 本規則は、各店舗の店頭に備え付け、閲覧を 希望する者に開示する。

附則

- 1. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
- 2. 本規則の改正は平成11年4月1日より実施する。
- 本規則第7条第1項②の変更は平成12年4月 1日より実施する。
- 4. 本規則の改正は平成12年10月2日より実施する。
- 5. 本規則第6条第2項の変更は平成13年4月1日より実施する。
- 6. 第7条第3項、第12条第2項、第13条第1項 及び第3項、並びに第17条②の変更は平成14年4 月1日より実施する。
- 7. 本規則第13条第3項①の変更は平成14年6月 21日より実施する。
- 8. 平成15年1月6日に「顧客等の本人確認要領」 を別に定めておりましたが、整合性を持たせるために本規則第6条第2項を変更、平成15年4月1 日より実施する。
- 9. 第8条第3項の追加は平成15年4月1日より 実施する。
- 10. 委託本証拠金に関する改正に伴う第10条の変 更及び第18条の新設(以下条数繰り下げ)は、平成 15年6月6日より実施する。
- 11. 第19条の商品取引所の会員及び当業者についての特例の新設(以下条数繰り下げ)は、平成16年9月13日より実施する。
- 12. 受託業務管理体制の強化に伴う第13条第3項の変更は平成17年3月1日から実施する。
- 13. 本規則の改正は平成17年5月1日より実施す

る。

- **14**. 本規則の第3条並びに第5条~第12条までの 改正は平成17年6月1日から実施する。
- 15. 本規則の改正は平成17年9月1日より実施する。
- 16. 本規則の改正は平成18年6月1日より実施する。
- 17. 本規則の第19条の新設(以下条数繰り下げ)は、 平成18年7月3日から実施する。
- 18. 本規則の第23条第2項の変更は平成18年9月 1日から実施する。
- 19. 本規則の第19条の変更は平成19年2月1日より実施する。

委託者からの受託に係る取扱要領

本要領は、当社受託業務管理規則(以下、「規則」という)の第9条、第10条、第11条、第12条及び第16条に則り、適合性の審査等についての詳細を下記の通り定めたもので、委託者から取引の受託を行うにあたっては、委託者の意思を尊重し、当該委託者の資質、資力等を考慮の上、相応の投資可能資金額の範囲において受託を行うよう、各項目を厳守しなければならない。

(1) 新たな委託者からの取引の受託を行う場合は、下記①~④の投資経験度を考慮し、口座開設申込書等に基づいて、予め下記の(2)に定める当該委託者の資質、資力等に応じた区分をした上で、委託者からの受託の取り扱いをするものとする。

①投資未経験者

②株式や債券等の現物取引の経験者、及び外貨建



ての預金やMMFの経験者

③株式等の信用取引、ワラント取引、オプション 取引、先物取引並びに金融先物取引等の経験者、 及び外国為替保証金(証拠金)取引の経験者 ④商品先物取引、商品先物オブション取引等の経 験者

※勤務先の社員持株会での積立や、貯蓄目的の国 債、金融債、中国ファンド、MMFなどの購入等 は①に属すものとする。②は、主に売買価格又は 為替レートの差による利鞘を得ることを目的とし た現物取引をいう。

- (2) 上記の①、②及び③の該当者であっても、規則第16条でいう「商品先物取引の経験のない委託者」(以下、「未経験者」という)として取り扱うものとし、④における十分な投資経験については直近の過去3年以内に延べ90日以上とするが、その経験した期間等においてそれを超える場合でも受託業務管理担当班の総括責任者が①、②及び③と同等の者と判断する場合は、未経験者に準ずる者とする。
- (3) 取引証拠金等の委託者からの受託数量については、規則第10条第1項⑥号から⑧号の該当者で、同条第2項の定めに則り、受託業務管理担当班の総括責任者が認めた者(以下、「特定委託者」という)は、非特定委託者(以下、「一般委託者」という)と区分した上でさらに経験者と未経験者に区分して下記の通り取り扱うものとする。
- ・一般委託者(経験者)の場合……投資可能資金額の範囲で受託する。
- ・一般委託者(未経験者)の場合……投資可能資金額の3分の1以内の範囲で受託する。
- •特定委託者(経験者)の場合……取引を始めるに

あたっては、委託者本人の自書による申出を 必要とし、投資可能資金額の4分の3以内の範囲で受託する。

・特定委託者(未経験者)の場合……取引を始める にあたっては、委託者本人の自書による申出を必 要とし、投資可能資金額の3分の1以内の範囲で 受託する。

但し、一般委託者(経験者)を除き、委託者自らの積極的な意思によって取引追証拠金及び取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金を預託することにより上記の各範囲を超える可能性がある場合は、総括責任者が審査した上で認めるものとする。

- (4) 当社では、上記(3)の特定委託者について、規則第12条の再調査後、その審査については、審査日、審査過程及び最終審査者の適否判断の根拠を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。尚、取引が上記(3)により限定された範囲の受託数量であっても、経験者において3,000万円を、未経験者において1,000万円をそれぞれ超える資金が投下された場合は、受託業務管理担当班のブロック管理責任者(副総括責任者)が当該委託者の属性等の再調査を行った上、総括責任者へ書面にて報告し、報告を受けた総括責任者は、その内容を再確認するとともに、必要と認められた場合には当該本支店の受託業務管理部の者に対し所要の指示を行うものとする。
- (5) 総括責任者は、各本支店の苦情、紛争の発生状況等を熟慮して、前記(3)における委託者が投下する資金に対し、各範囲(限度)を縮小するなどの所要の措置を講じることができる。
- (6) 取引継続中において、委託者から自書による投資可能資金額の増額変更の申出があった場合





は、規則第10条第1項⑨号に係る同条第2項の要件及び審査手続きによるものとする。

- (7) 未経験者の習熟期間について、規則第16条で3ヶ月間と定めているが、下記の項目等に照らし合わせて、総括責任者が適合性の原則に反する恐れのあると判断する場合、並びに委託者本人自らが希望する旨の自書による要請がない場合習熟期間を解除しない。
- ・取引仕切り(落玉)回数
- ・投資可能資金額又は金融資産等の状況
- ・その他の資産状況
- 商品先物取引以外の投資経験の有無
- ・初回の理解度等の調査以後に行われた直近の理 解度等の調査結果
- ・残高照合回答書(又は残高照合確認書)の差し入れ回数とその内容
- ・職業上の適合性
- ・当該本支店の受託業務管理部の者及びブロック 管理責任者の所見
- ・その他、差し入れ書面等
- (8) 委託者からの受注状況を明確にしておくため、可能な限り次の各号等による記録に努め、一定期間保存する。
- ①顧客連絡簿に受注時等の内容を記載しておく。
- ②当該委託者へ取引が成立した旨の電話連絡の会 話は可能な限り録音しておく。
- ③残高照合通知書に関する回答書(又は確認書)の 回収に努める。
- ④その他、状況に応じて所要の措置を講ずる。
- (9) 取引証拠金として有価証券を預る場合は次の各号に努める。
- ①他人名義の株券を預る場合……株券を占有(所

有)する委託者から自分の所有であるとの確認書を預託前に徴収し、株式取得の事情や名義変更未済事由等(売買決済による利益目的及び発行会社のサービス利点目的等)を聴取し書面に記載する。②家族(親子、夫又は妻等)名義の株券を預る場合……株券を占有する委託者から自分の所有であるとの確認書を預託前に徴収すると共に、その親又は子及び夫又は妻である名義人から、委託者の所有であるとの確認書を預託前に徴収する。

③親しい友人(知人、会社の同僚等を含む)が占有 している株券を預る場合……他人名義かつ占有者 が友人・知人等の株券を借用して預託することは 原則として禁止する。但し、貸主が借主(委託者) の使用目的及び清算損金が生じた場合、弁済のた めの換金を要することを承諾する書面の差し入れ を貸主及び借主双方から受けた場合はこの限りで ない。

④その他、必要に応じて、当該委託者が株券の所有者であると信じて預託を受けたもので、悪意又は重過失はなく、善意取得であることを証明するための書証を徴収するものとする。

- (10) 当社は、取引証拠金等の額及び委託手数料について、店頭に表示するとともに、当該委託者には受託を行う前に予め通知するものとする。但し、規則第18条に定める会員及び当業者の委託手数料については、法人部の申請に基づき、規則第14条第2項に定める総括責任者が審査の上、決定し、受託を行う前に予め通知するものとする。
- (11) 規則第14条第3項の任務責任の明確化及び 任務遂行に支障を来たさぬため、次のように取り 扱う。
- ①総括責任者が不在等の理由により、業務に支障





をきたす場合に限り、副総括責任者がその任を遂 行する。

②当該ブロック管理責任者が不在等の場合に限り、 他のブロック管理責任者が当該ブロック管理責任 者の任を代行することが出来る。

(12) 商品取引所の会員及び当業者については、 本要領について適用しないものとする。

附則

- 1. 本要領は平成10年9月1日より実施する。
- 2. 本要領の実施日以前の既存委託者については、 旧要領に基づいて取り扱うものとする。
- 3. 本要領(2)の改正及び(17)の追加は平成11年 4月1日より実施する。
- 4. 本要領の改正は平成12年10月2日より実施する。
- 5. 本要領の判断枠等の改正は平成14年4月1日 より実施する。
- **6**. 本要領(18)の追加は平成16年9月13日から実施する。
- 7. 本要領の改正は平成17年5月1日より実施する。尚、本要領の実施日以前の既存委託者については、本要領(9)を除き、旧要領に基づいて取り扱うものとする。
- 8. 本要領の改正は平成17年9月1日より実施する
- 9. 本要領(11)の修正及び追加は平成17年11月1日より実施する。
- 10. 本要領の(2)及び(3)、(4)、(11)の改正は 平成18年6月1日より実施する。

* * * * *

広告の取扱要領

(目 的)

第1条 本要領は、当社において行う広告・宣伝について、その表示及び方法の適正化を図ることにより、委託者保護と当社の社会的信用の向上に資すること、及び受託等業務の適正化並びに効率化を図ることを目的として設ける。

(定義)

- **第2条** 本要領において、広告・宣伝とは次の各号に掲げることを目的とするものをいう。
- ①企業広告(会社についての広告・宣伝)
- ②当社の社員(個人又はグループ)及び各部署についての広告・宣伝
- ③啓蒙広告(商品先物取引、先物オプション取引 等についての啓蒙を目的とした広告・宣伝)
- ④受託等業務を目的とした勧誘のための広告・宣 伝
- ⑤求人を目的とした募集のための広告・宣伝
- **2** 本要領において、広告・宣伝物とは次に掲げる各号のものをいう。
- ①会社案内、DM、パンフレット、チラシ等の印 刷物(コピー物も含む)及び景品、販促グッズ等
- ②新聞、雑誌等の印刷媒体を使った掲載広告
- ③テレビ、ラジオ等の放送媒体を使ったコマー シャル
- ④インターネット、パソコン通信等のサイバースペースを使った広告及び情報
- ⑤ポスター、看板、懸垂幕、映画、電光ニュース 等を使ったもの
- ⑥スライド、ビデオ、及びパーソナルコンピュー





ターで制作した左記と同様のもの

- ⑦セールスレター用資料など手書き又はワープロ やコンピューターを使って書き出したもの
- 3 次の各号に掲げるものは、特に審査を必要と しないが、商品先物取引の委託の勧誘を目的に社 外に配布、配送する場合は事前に審査担当部署に 届け出るものとする。
- ①新聞や雑誌の切り抜き又はコピーで一切加工 (追加記入)していないもの
- ②テレビやラジオなどの録画、録音テープで一切 手を加えていないもの
- ③各種データの表、グラフ(チャート)等で相場観等の追加記入を一切加えないもの。但し、データの出所、及び計算を行ったものについてはその根拠となる式は明記しなければならない。
- ④手紙文(セールスレター)そのものについては、 各店の管理担当班責任者が第5条の禁止事項に違 反しないよう内容について指導するものとする。 また、保管等の必要はないものとする。但し、同 封する資料については前項⑦に該当し、第4条に 定める審査を必要とする。

(管理体制)

- 第3条 広告・宣伝に係る責任者として「広告管理責任者」をおき、受託業務管理部統括本部長がこの任に当たる。
- 2 広告管理責任者は、次条の担当部署の審査に 対し、不備が認められる場合は改善措置を命じる ものとする。

(広告審査)

第4条 本要領第2条第1項各号及び第2項各号 に該当する広告・宣伝は、その実施前に社内審査 を実施するものとする。広告・宣伝を行おうとす る者が見本1部を次項各担当部署に提出し、当該部署は速やかに審査の上、次の各号の結果を申請者に通知するとともに、広告管理責任者に報告し、審査順に通し番号を付して内容及び審査結果を保管する。また、第2条第2項①(但し、制作または印刷を外部に発注する場合)~⑥の各号に掲げるもののうち次項③に係る広告・宣伝については、その内容について営業統括責任者に許可を得るものとする。

- ①実施可
- ②修正を加えれば、実施可
- ③実施不可
- 2 広告・宣伝の社内審査は、次の各号に掲げる 種類別に各担当部署で受付け、当該部署の責任者 が審査する。また、受託等業務を目的とした広告 ・宣伝については、商品取引所法、受託契約準則、 受託業務管理規則等にも照らし合わせる必要があ るため、各責任者の要請に応じて法務部の者が審 査に加わるものとする。
- ①社名、会社の住所、電話番号、商品取引員である旨又は商品先物取引等の受託等業務を行っている旨のみを掲げた名刺広告は本社総務部が担当する。
- ②求人広告は本社人事教育部が担当する。
- ③上記以外の広告・宣伝は本社企画調査部が担当 する。

(禁止事項)

第5条 広告・宣伝は、的確な情報を提供することに努め、相場情報に関しては恋意的又は過度の主観的な表示は避け、会社、部署又は個人の判断、評価等が入るときはその根拠を明示し、その他、商品取引所法及び関係法令、受託契約準則、日本





商品先物取引協会の受託等業務に違反する表示の あるもの及び次の各号に掲げる広告・宣伝は行っ てはならない。

- ①商業道徳若しくは取引の信義則に違反するもの、 又は商品取引員としての品位を損なうもの
- ②広告・宣伝の内容が誇大なもの、又は受託等業 務の内容が正しく表示していないもの
- ③商品先物取引等の特性又は金融商品等との商品性の違い等について誤解を招く恐れのあるもの
- ④商品先物取引において利益が生じることが確実 であると誤解させるべき断定的又は刺激的表示の あるもの
- ⑤主務大臣の許可を受けていることにより公的機関が当社を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与える恐れのあるもの
- ⑥日本商品先物取引協会の会員であることにより、 同会が当社を推薦し、又は当該広告の内容につい て保証しているかのような誤解を与える恐れのあ るもの
- ⑦委託手数料について、委託者の誤解を招く恐れ のあるもの
- ®その他、公正な競争を妨げ又は委託者の保護に 欠ける恐れのあるもの

(印刷物に対して掲載すべき事項)

第6条 新聞広告、雑誌広告、営業用のパンフレット、チラシ等には、当社の顧客相談窓口と日本商品先物取引協会の相談センターの所在地と電話番号、商品先物取引が証拠金制度による取引であることから投下資金以上の損失を生じることがある旨、及び当社の企業情報(ディスクロージャー冊子)が閲覧可能な場所を記載するものとする。

2 名刺程度の広告、営業に直接結びつかない経済セミナー等の告知広告、ポスター、看板、垂れ幕、ホームページ等については前項を適用しない。 (問い合わせ)

第7条 広告・宣伝を行おうとする者が、広告・ 宣伝の内容、又は表示、表現方法等について不明 な点が生じた場合は、独自の解釈によらず、担当 部署に問い合わせて判断を仰ぐこと。

(日本商品先物取引協会の措置)

第8条 日本商品先物取引協会から実施した広告 ・宣伝に対して使用制限等の措置を求められた時 は、速やかにその措置を講ずるものとする。

附則

- 1. 本要領は、平成11年4月1日から実施する。
- 2. 本要領実施に伴い、広告指導基準として設けた「広告に関する社内審査要領」は廃止する。
- 3. 本要領の組織変更に伴う担当部署等の変更は、 平成14年6月21日から実施する。
- 4. 本要領第6条新設に伴う変更は、平成17年3 月1日より実施する。
- 5. 本要領第4条第2項の変更は、平成18年6月 1日より実施する。

顧客等の本人確認要領

平成15年1月6日より「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行されたのに伴い、弊社「受託業務管理規則」の第7条第2項における新委託者の本人確認方法を下記の通り改める。

(一般顧客の場合)





- 1. 本人から次のいずれかの本人確認書類(氏名、 住所及び生年月日の記載がある場合に限る)の提示を受けることとする。
- ア. 取引を行うための申し込み又は承諾に係る書類に顧客が押印した印鑑の印鑑登録証明書
- イ. 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保 険の被保険者証、医療受給者証、健康保険日雇特 例被保険者手帳、国家公務員共済組合組合員証、 地方公務員共済組合組合員証、私立学校 教職 員共済制度加入者証
- ウ. 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童 扶養手当証書、母子健康手帳
- エ. 運転免許証、外国人登録証明書、旅券(パスポート)
- 2. 本人から次のいずれかの本人確認書類の提示を受けた場合は、確認書類に記載されている住所に、取引に係る文書を書留郵便や配達記録郵便等により、転送不要郵便物として送付するか社員がその住所まで持参することとする。
- ア. 当社との取引印以外の印鑑登録証明書、外国 人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証 明書、戸籍の謄抄本、住民票の写し、住民票の記 載事項証明書
- イ. その他、官公庁から発行され、又は発給され た書類等で氏名、住居及び生年月日の記載がある もの
- 3. 前号又は前々号の各書類又はそれらの写しを送付によって受けとった場合は、確認書類に記載されている住所に、取引に係る文書を書留郵便や配達記録郵便等により、転送不要郵便物として送付するか社員がその住所まで持参することとする。但し、持参する場合は、本店又は統括店より直送

すべき書類は除く。

(法人顧客の場合)

- 4. 法人代表者から次のいずれかの本人確認書類 (名称、事務所の住所の記載がある場合に限る)の 提示を受けることとする。
- ア. 当該法人の設立の登記に係る登記簿の謄本若 しくは抄本、印鑑登録証明書、法令の規定に基づ き官公庁から送付を受けた許可、認可若しくは承 認に係る書類
- イ. その他、官公庁から発行され、又は発給され た書類等で名称、事務所の住所の記載があるもの 5. 前述の各書類又はそれらの写しを送付によっ て受けとった場合は、確認書類に記載されている 住所に、取引に係る文書を書留郵便や配達記録郵 便等により、転送不要郵便物として送付するか社 員がその住所まで持参することとする。但し、持 参する場合は、本店又は統括店より直送すべき書 類は除く。

(上記の本人確認書類が現住所と異なる場合)

- 6. 別途、次に掲げる書類で前3ヶ月以内の発行 日が記されたものの提示か送付(写し可)を受ける こととする。
- ア. 本人確認書類
- イ. 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
- ウ. 社会保険料の領収証書
- エ. 公共料金(電気、ガス、水道など)の領収証書 (本人確認の記録及び記録事項)
- 7. 本人確認を行った場合は、記録簿を作成し、 保管することとする。また、その記録簿には下記 項目を記載するものとする。
- ア. 本人確認を行った者の氏名
- イ. 本人確認記録の作成者の氏名





- ウ. 本人確認書類の提示日又は受取日
- エ. 確認のために取引に係る文書を送付した場合 はその送付日、持っていった場合のその日付
- オ. 本人確認を行った取引の種類
- カ. 本人確認を行った方法
- キ. 当該本人確認書類の名称、記号番号その他の 書類を特定することが出来る事項
- ク. 顧客の氏名、住所、生年月日、法人の場合は 名称、住所
- ケ. 口座番号その他の取引記録を検索するための 事項
- コ. その他、必要と思われる事項
- **8**. 写しによる送付を受けた場合はその写しを記録とともに保存するものとする。
- 9. 提示を受けた書類のコピーを保存する場合は、 その写しに上記項目が記載されている場合は、そ の記載事項に関する記録は不要とする。
- 10. 記載事項に変更又は追加があることが判明した場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録に記録されている内容を消去してはならない。但し、新たな記録を作成して、旧記録を新たな記録とともに保存することは可とする。

附則

- 1. 本要領は、平成15年1月6日から実施する。
- 2. 本要領6の改正は、平成18年10月2日から実施する。

委託者への取引履歴の開示に関する取扱要領

-----本要領は、受託業務管理規則第21条による委託 者への取引履歴の開示に関する取扱について定め たものである。

(開示の請求に関する手続き)

- 第1条 委託者の、当社に対する取引履歴の開示 請求は、個人情報の保護の観点から、書面による ものとし、その書面は当社が定める取引履歴の開 示に関する請求書(以下、「開示請求書」という)に よるものとする。
- **2** 開示請求書の受付は、郵便、持参又はファクシミリによるものとする。
- 3 開示請求は、委託者本人又は当該委託者の代理人によるものとする。但し、代理人の範囲は、 次に定めるものに限る。
- (1) 開示を求める委託者本人が委任した代理人
- (2) 成年被後見人の法定代理人又は当該法定代理人が委任した代理人
- 4 当社は、開示請求をした委託者が本人である旨を確認するものとし、その確認のため開示請求書に本人確認のための公的な証明書、その他当社が必要と認める身分証明書の写しを添付する旨求めるものとする。
- 5 当社は、開示請求が代理人による場合には、 正当な代理人である旨の確認及び代理人の本人確認をするものとし、その確認のため代理権を証す る書面及び当該代理人の本人確認のための公的な 身分証明書、その他当社が必要と認める身分証明 書の写しを添付する旨求めるものとする。

尚、この場合において、当社は、委託者本人又は法定代理人に対し、その代理人が正当な代理人であることを直接確認する必要があるときは、直接確認するものとする。

6 当社は、開示に係る費用を請求する場合があ





る。但し、費用の額については、委託者に過大な 負担を強いることは避け、実費相当額とする。

(開示請求に対する当社の対応)

- 第2条 委託者から開示請求があったときは、当 社は、当該委託者に係る開示資料の有無を調査し、 存在しない場合には遅滞なく委託者本人又は代理 人に通知するものとする。
- 2 当社は、開示資料が存在する場合には、開示 請求が本要領に則ったものかどうかを審査するも のとする。
- 3 前項の審査の結果、開示請求に応じることと した場合は、遅滞なく適切な方法により開示する ものとする。
- 4 当社は、開示請求に関して記録を作成し保管 するものとする。この場合において、第2項の審 査結果については審査日、審査者、審査過程及び 審査内容等を記録するものとする。

(開示請求に応じない場合)

- 第3条 当社は、以下の事項に該当する場合には 開示請求に応じないこととする。この場合、当社 は理由を付してその旨を委託者本人又は代理人に 通知するものとする。
- (1) 開示請求書が提出されない場合又は提出さ れた場合であっても開示請求書に必要事項が記載 されていない場合
- (2) 委託者本人の確認ができない場合、代理人 の証明ができない場合又は代理人本人の確認がで きない場合
- (3) 委託者本人又は第三者の生命、身体、財産 その他の権利利益を害する恐れがある場合
- (4) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及 ぼす恐れがある場合

(5) 本要領第1条第6項により設定した開示に 係る費用が支払われない場合

(その他)

第4条 本要領に規定のないものについては、個 人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) 第25条、その他関係条文の規定に従い適切に対応 するものとする。

附則

1. 本要領は、平成18年4月1日より実施する。

電子取引に係る受託業務管理規則

(目 的)

第1条 この規則は、商品市場における取引(以 下、「商品先物取引」という)の電子取引による受 託並びにそれに付帯する業務(以下「電子取引によ る受託等業務」という)について、その適正な運営 及び管理に必要な事項を定め、商品取引所法関係 法令及び諸規則に則った委託者の保護育成を図る ことを目的とする。

(誠実かつ公正の原則)

第2条 当社並びに当社役員及び社員は、顧客に 対し、顧客の意思を尊重し、誠実かつ公正に、そ の業務を遂行するものとする。

(受託等業務における禁止行為)

第3条 商品先物取引の受託等業務にあたっては、 商品取引所法、同法施行規則(主務省令)、主務省 の定める「商品先物取引の電子取引に係るガイド ライン」、受託契約準則、並びに日本商品先物取 引協会が定める「受託等業務に関する規則」等を遵 守し、それらに定める禁止行為を行ってはならな



い。尚、それら禁止行為については、受託契約前に委託者に説明しておかなければならない。

(自己責任原則の徹底)

第4条 商品先物取引の電子取引による受託等業務にあたっては、第5条から第13条までに定める行為を徹底し、取引は委託者である顧客自身の判断と責任において行うべきものであることについて、顧客の理解と認識を得るものとする。

(取引の際の理解の確認)

第5条 当社は、電子取引による商品先物取引の 受託に当たっては、「受託契約準則」「商品先物取 引委託のガイド」等の関係書面を提示し、それら を用いて次の事項を顧客が容易に理解できるよう 留意しつつ確認を促すものとする。

- ①商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10~30倍にもなる過大な取引を行うものであること
- ②預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- ③取引証拠金等の制度、種類及びその発生のしく み等に関する事項
- ④委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
- ⑤商品取引員の禁止行為に関する事項
- ⑥その他「商品先物取引委託のガイド」に記載する、 主務省令で定められた事項
- 2 商品先物取引は損失を被ることがあるため、 顧客に対し取引は自己の責任と判断において行う べきものである旨十分な理解と自覚を求めるもの とする。

(取引意思の確認)

第7条 電子取引による商品先物取引の受託に際

しては、委託者の取引の意志を十分に確認した上 で行うものとする。

- 2 当社において新たに電子取引による商品先物 取引を始めようとする委託者は、オンライン口座 開設による申し込みを受けなければならない。
- 3 前項のオンライン口座開設には、顧客の属性情報を的確に把握するため、以下の事項を設定し、当該顧客から申告を受けるものとする。又、別に定める「顧客等の本人確認要領」に基づく本人確認に必要な書類の提出を受けるものとする。
- ①氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、住所 及び連絡先
- ②職業、会社名、役職名勤務先等
- ③年収及び資産の状況
- ④投資可能資金額
- ⑤商品先物取引その他の投資経験の有無及びその 程度
- ⑥その他当社が必要と認めた事項
- 4 委託者の属性把握として、前3項の申告内容 については、電磁的方法によりその内容を所轄部 署にて保存し、これをもって顧客カードの保存整 備とする。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第8条 当社は、次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対しては電子取引による商品先物取引の受託を行わないものとする。

- ①未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、 精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められ る者
- ②生活保護法による保護を受けている世帯に属する者



- ③破産者で復権を得ない者
- ④借入により商品先物取引を行おうとする者
- ⑤長期療養者及びこれに準ずる者で随時連絡が取 れない者
- ⑥主として年金、恩給、退職金、保険金等により 生計を維持しており、それらの収入が収入全体の 過半を占めている者
- ⑦一定以上の収入(年収500万円以上)を有しない 者
- ⑧20歳未満の若年者及び75歳以上の高齢者
- ⑨投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者
- 2 前項⑥号及び同⑦号に該当する者、及び同⑧ 号の75歳以上の高齢者について、商品先物取引の 仕組み・リスク等を十分に理解していること及び 金融資産・投資可能資金額に十分な余裕が有るこ とが適合性の審査においての聞き取り調査にて確 認された者については、第11条第1項に定める総 括責任者が受託の適否を審査し承認したときは前 項の規定に係らず受託ができるものとする。
- 3 第1項各号に該当しない者であっても、第11 条第1項に規定する受託業務管理部総括責任者が その者の資金力、理解度等からみて商品先物取引 にふさわしくないと認定した者に対しては、電子 取引による商品先物取引の受託を行わないものと する。

(適合性の審査)

第9条 当社は、電子取引による商品先物取引の 受託を行おうとする場合、オンライン口座開設に 基づいて顧客の知識、経験、理解度及び資金力等 の把握に努め、適合性の原則に照らして審査し、 不適当であると認められる商品先物取引不適格者 の参入を防止しなければならない。

- 2 前項の審査による承認があるまでは、ID及びパスワードを委託者へ配布しないものとする。 また、審査の過程で適合性を有しないと認められたときは、その者からの申し出であっても電子取引による商品先物取引の受託は受けられないものとする。
- 3 第1項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び入力確認項目に基づく聞き取り調査内容の所見等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(不正資金流入防止措置)

第10条 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭又は有価証券等を取扱っている者、企業の経理又は財務担当者等の自己の資産以外の金銭等を取り扱っている者からの電子取引による商品先物取引の受託は受けられないものとする。

(受託業務管理担当班の職務)

第11条 当社は、電子取引による受託等業務において、受託業務管理規則第14条に定める受託業務管理部総括責任者及び本社副総括責任者、及びホームトレード課、顧客管理課を、電子取引による受託等業務の受託業務管理担当班とし、その職務を遂行するものとする。

- 2 電子取引による受託等業務に係る受託業務管 理担当班の職務は次の通りとする。
- ①「オンライン口座開設」による顧客の選別並びに 受託の適否の決定
- ②委託者の資金力、取引経験等からみて不相応と 判断される取引の抑制
- ③取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速 適切な措置





- ④委託者からの苦情、紛争に対する適切な対応
- ⑤過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入 予防措置
- ⑥その他委託者の保護育成に必要と認められる事 項

(取引本証拠金について)

第12条 当社において、取引本証拠金の額は、取引所が定める取引本証拠金基準額以上の額とする。 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として受託業務管理規則第14条第3項に定める総括責任者があたり、その内容を社内に徹底するとともに、取引本証拠金基準額及び取引本証拠金の額等に変更があったときは、委託者に対してその適用日の2営業日前までに、当社ホームページ上において提示し告知する。

3 取引本証拠金の額等に関して本規則を制定又は変更したときは、その写しを当該商品取引所に 提出するものとする。

(電子取引システムの詳細について)

第13条 電子取引システムの詳細については、別に定める「電子取引システムの運用規程」並びに「特定の電子取引に関する取決め」に従うものとする。

(広告)

第14条 当社において、電子取引による受託等業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告・宣伝を行うときは、別に定める「広告の取扱要領」に基づき、その表示及び方法を適正に行うよう努める。

(個人情報の保護)

第15条 当社は、「個人情報の保護に関する法律」 及び関連する法令、及び同法に関して主務省が定 めたガイドライン等を遵守し、個人情報保護のための組織を形成すると共に社内規定を設けるなど必要な措置を講じ、全役員及び全従業員(契約社員、派遣社員、パート社員等も含む)に必要な研修を行い、個人情報の適切な取り扱いを図るものとする。

(委託者への取引履歴の開示)

第16条 当社は、委託者の保護を図るため、委託者から当該委託者の取引履歴の開示請求があったときは、別に定める「委託者への取引履歴の開示に関する取扱要領」により、委託者別先物取引勘定元帳及び委託者別証拠金等現在高帳を開示するものとする。

(違反者に対する罰則について)

第17条 当社は電子取引による受託等業務に関する法令、その他の諸規則を遵守し、社会的信用の向上及び企業としてのリスク管理の向上を図るものとする。

2 本規則に違反した者に対しては、受託業務管理規則第23条の懲罰委員会において同委員会の規定に則り、処分内容を審議し、その結果を踏まえて取締役会において決定する。

(本規則の制定及び改正について)

第18条 本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第19条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届出るものとする。また、これを変更したときも同様とする。

附則

1. 本規則は平成19年2月1日より実施する。



6. 外務員登録状況

※平成18年4月1日~平成19年3月31日

期首登録	新規登録	抹消登録	期末登録
184人	39人	43人	180人

7. 委託者数

※平成18年4月1日~平成19年3月31日

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数	
2,061人	1,333人	2,037人	

8. 苦情・紛争に関する事項

当社では、お客様からの苦情や相談等に対しては、迅速かつ適切な処理を行うべく、受託業務管理部で統括的に受け付けています。

万一、お客様からクレーム等が発生した場合は 速やかに社内調査を行い、適正な対応を図ってい ますが、詳細な調査の結果、お客様からのクレー ムが不当な請求と判断される場合はその旨を十分 にご説明申し上げた上で、ご理解いただきますよ う努めています。しかし、ご納得いただけない場 合は、裁判などの公的な場での判断に委ねること にしています。

* * * * *

さて、当期(平成18年4月1日~平成19年3月31日)における委託者からの受託業務に関する異議や不平不満(相談、取引履歴開示請求等含む)などの苦情申し出件数は、前期からの繰越件数が7

件、当期発生が67件で、当期中に35件が解決、1 件があっせんに回り、結果、当期末の処理中件数 は38件となっています。

紛争(日本商品先物取引協会へあっせん・調停の申し出があったもの)の件数は10件(前期からの繰越6件及び苦情から回ってきた1件を含む)で、うち6件が解決し、当期末の処理中件数は4件です。

9. 訴訟に関する事項

当期(平成18年4月1日~平成19年3月31日)における訴訟状況は、前期からの繰越22件、当期発生が28件(訴え提起前の調停申立16件含む)です。うち当期中に解決したのは34件で、当社の全面勝訴判決が1件、判決後の和解2件、残りはすべて調停・裁判和解で終結しました。結果、当期末の係争中件数は16件です。







■経理の状況

1. 貸借対照表

※平成19年3月31日現在/単位:千円(未満切捨)

科目	金 額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(6,717,572)	流動負債	(4,496,148)
現金・預金	1, 866, 159	買掛金	840
預託金	200, 000	一年内返済長期借入金	76, 700
委託者未収金	6, 697	未払法人税等	4, 311
売掛金	49, 276	預り委託証拠金(現金)	4, 042, 776
有価証券	140, 130	預り委託証拠金(代用)	138, 565
商品	14, 226	未払金	11, 297
前払費用	199	未払費用	197, 620
保管有価証券	138, 565	前受金	7, 960
差入保証金	3, 347, 373	預り金	16, 077
委託者先物取引差金	645, 670	固定負債	(248, 411)
繰延税金資産	20, 241	長期借入金	45, 700
未収入金	190, 058	退職給付引当金	9, 796
立替金	898	その他固定負債	192, 915
仮払金	192	引当金	(385, 433)
未収収益	99, 891	商品取引責任準備金	385, 433
貸倒引当金	△ 2,006	(商品取引所法第221条第1項)	
固定資産	(2, 428, 609)		
・有形固定資産	778, 586		
建物	316, 812	負 債 合 計	5, 129, 993
車両	6, 246		
器具及び備品	31, 642	(純資産の部)	
土地	372, 435	株主資本	(3, 917, 807)
建設仮勘定	51, 450	・資本金	500, 000
・無形固定資産	71, 929	・利益剰余金	125, 000
のれん	5, 695	利益準備金	125, 000
電話加入権	20, 739	・その他利益剰余金	3, 292, 807
ソフトウェア	45, 494	別途積立金	2, 800, 000
・投資その他の資産	1, 578, 093	繰越利益剰余金	492, 807
投資有価証券	217, 540	評価・換算差額等	(98, 380)
子会社株式	10, 000	・その他有価証券評価差額金	98, 380
出資金及び加入金	317, 000	1	
長期未収債権	37, 910		
長期差入保証金	433, 611		
長期貸付金	119, 977	1	
長期前払費用	255, 891		
繰延税金資産	114, 175		
その他の投資	92, 587		
貸倒引当金	△ 20,600	純 資 産 合 計	4, 016, 188
資 産 合 計	9, 146, 182	負債・純資産合計	9, 146, 182





2. 損益計算書

※平成18年4月1日~平成19年3月31日/単位:千円(未満切捨)

		科 目	金	額
	営業	営業収益 受 取 手 数 料 売 買 損 益	3, 547, 329 373, 677	3, 921, 006
	損益	営業費用 販売費及び一般管理費	3, 709, 399	3, 709, 399
経		営業利益		211,607
村	営業外損益	営業外収益 受験 取利息 で	9, 021 1, 745 58, 217 298, 666 82, 184 3, 001 18, 434 △ 1, 258 20, 694	449, 835 40, 873
		経常 利益 特別利益		620, 569
特別損益		固定資産売却益 特別損失 商品取引責任準備金繰入 固定資産売却損 役員退職金	953 63, 087 3, 865 78, 800	145, 753
	税	引 前 当 期 純 利 益		475, 770
	法	大人税及び住民税、事業税		183, 335
	法	: 人 税 等 調 整 額		28, 085
	<u> </u>	前期 純 利 益		264, 350



3. 株主資本等変動計算書 ※平成18年4月1日~平成19年3月31日/単位:千円(未満切捨)

	株主資本						
***************************************	資本金 資本剰		制余金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金			
前期末残高	500, 000			125, 000			
当期変動額							
剰余金の配当							
剰余金から準備金への振替							
利益処分による役員賞与				·			
当期純利益							
自己株式の消却							
当期変動額(純額)							
当期変動額合計	0			0			
当期末残高	500, 000			125, 000			
************		株主	資本				
***************************************	利益	剰余金	自己株式	株主資本合計			
***************************************	その他利	益剰余金					
***************************************	任意積立金	繰越利益剰余金					
前期末残高	2, 300, 000	1, 039, 757		3, 964, 757			
当期変動額							
剰余金の配当		△ 144,000		△ 144,000			
剰余金から準備金への振替	500, 000	△ 500,000		0			
利益処分による役員賞与		△ 150,800		△ 150,800			
当期純利益		264, 350		264, 350			
自己株式の消却		△ 16,500		△ 16,500			
当期変動額(純額)				0			
当期変動額合計	500, 000	△ 546, 949		△ 46, 949			
当期末残高	2, 800, 000	492, 807		3, 917, 807			
	評価・換算差額等	新株予約権	純資産額				
W. He. L. Eb-La				/			
前期末残高	△ 16, 423		3, 948, 334	/			
当期変動額				/			
剰余金の配当			△ 144,000	/			
剰余金から準備金への振替			0	/			
利益処分による役員賞与			△ 150,800	/			
当期純利益			264, 350				
自己株式の消却			△ 16,500	/			
当期変動額(純額)	114, 803		114, 803	/			
当期変動額合計	114, 803		67, 854	/			
当期末残高	98, 380		4, 016, 188	/			





4. 個別注記表

(1)重要な会計方針に係る事項に関する注記

- a. 有価証券の評価基準及び評価方法
- ①売買目的の有価証券

時価法

②満期保有目的債券

償却原価法

③その他の有価証券

- ・時価のあるもの:決算末日の市場価格に基づく 時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)
- ・時価のないもの:移動平均法による原価法

4保管有価証券

商品取引所法施行規則第39条の規定により商品 取引所が定めた充用価格によっており、主な有価 証券の価格は次の通りです。

・利付国債:額面金額の80%~85%

・割引国債:額面金額の75%

・社債(上場銘柄):額面金額の65%

・株券(一部上場銘柄):時価の70%相当額

・証券投資信託受益証券:基準価格の65%

・指定倉荷証券:時価の70%相当額

b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品:移動平均法による原価法

c. 固定資産の減価償却方法

法人税法に定める償却方法と同一の基準

・有形固定資産:定額法又は定率法

·無形固定資產:定額法

d. 引当金の計上基準

①退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における 退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期 末において発生していると認められる額を計上しております。

②貸倒引当金

・一般債権:貸倒実績率により計上

・貸倒懸念債権:財務内容評価法により計上

・破産更正債権等:財務内容評価法又はキャッシュフロー見積法により計上

③未払従業員賞与

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支 給額を合理的に見積り、このうち当期に帰属する 金額を期間按分したものを計上しております。

4)商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条第1項及び商品取引所法施行規則第111条の規定に基づいて計上しております。

e. 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

f. 営業収益の計上基準

①受取手数料(商品先物取引)

商品先物取引の場合、委託者の取引が成立したときに計上

②売買損益

商品先物取引の場合、反対売買により取引を決済したときに生じた損益及び商品先物取引の未実現評価損益を営業収益の売買損益に計上

現物取引は出荷基準により計上

g. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。





(2)貸借対照表等に関する注記

a. 担保資産、預託資産、分離保管資産

①担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務 の内訳は次のとおりです。

・担保資産の内訳

建

物: 205,300千円

土

地: 365,662千円

合

計: 570,962千円

・対応する債務の内訳

長期借入金: 122,400千円

②預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本 商品清算機構へ預託しております。

有 価 証 券: 87,000千円

保管有価証券: 138,565千円

合

計: 225,565千円

③分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保 管されている資産は指定信託100千円及び(委託者 保護会員制法人)日本商品委託者保護基金への預 託金200,000千円です。なお、分離保管に代えて 銀行等の保証を受けている金額はありません。

b. 委託者未収金

・内訳

無担保未収金 有担保未収金

6,518千円 31,392千円

1年未満のもの:

1年以上のもの:

1,614千円 5,083千円

合

8.132千円

36,475千円

c. 商品取引責任準備預金

計:

商品取引所の定款に基づいた商品先物取引事故 に備える預金です。

d. 短期差入保証金

自己の未決済取引に係る取引証拠金(短期差入 保証金)は7,000千円を自己の未決済玉に係るもの として(株)日本商品清算機構へ預託しております。

e. 委託者先物取引差金

委託者の未決済取引を決済したと仮定して計算 した委託者の売買損相当額を委託者に代わって (株)日本商品清算機構に立替払いした金額で、す べての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益 金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計し て算出したものです。

f. 有形固定資産の減価償却累計額

132,600千円

g. 関係会社に対する金銭債権

・未収入金: 2,557千円

h. 取締役に対する長期金銭債権

21,691千円

(3) 損益計算書に関する注記

a. 受取手数料

すべて商品先物取引によるものです。

b. 売買損益

・売買損益の内訳

商品 先物 決済 損益: 391,034千円 商品先物評価損益: 6千円 商品先物取引の売買損益合計: 391,028千円 商品先物取引以外の売買損益: ▲ 17,350千円 売 買 損 益 合 計: 373,677千円

c. 関係会社との取引

・営業取引/販売費及び一般管理費: 6,106千円 ・営業取引以外の取引:28,194千円

(4)一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額:4,332円45銭 一株当たり当期純利益: 285円16銭





(5)株主資本等変動計算書に関する注記

a. 当事業年度末における発行済株式数

・普通株式:927,000株

b. 当事業年中に行った剰余金の配当に関する事

平成18年6月15日の定時株主総会において、次 のとおり決議しております。

・配 当 金 の 総 額: 144,000千円

・一株当たり配当額:

150円

·基 準 日:平成18年3月31日

・効 力 発 生 日:平成18年6月15日

平成19年6月15日開催予定の定時株主総会にお いて、次の議案が付議されております。

・配 当 金 の 総 額: 92,700千円

・一株当たり配当額:

100円

·基 準 日:平成19年3月31日

· 効 力 発 生 日: 平成19年6月15日

(6)税効果会計に関する注記

a. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

· 繰延税金資産(流動)

未払賞与損金不算入額 : 25,787千円

未収事業税 : ▲ 6,591千円

その他 : 1,046千円

繰延税金資産(流動)計 : 20,242千円

・繰延税金資産(固定)

商品取引責任準備金 : 158,027千円

取引所加入調整金 : 11,460千円

その他有価証券評価差額金 : ▲68,366千円

貸倒引当金繰入限度超過額 : 7,480千円

退職給付引当金繰入限度超過額: 4,016千円

その他 : 1,558千円

繰延税金資産(固定)計 : 114, 175千円

繰延税金資産合計 : 134,417千円

(7)リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引により使用している 資産として、商品取引システム、テレマーケティ ングシステム、IP電話交換設備、自動車などが

あります。

(8)関連当事者との取引に関する注記

a. 役員

名 称	議決権の			関	係	内	容			
70 17h	所有割合	役員の兼任	事実上関係	取引0)内容	取引	金額	科	目	期末残高
佐藤民夫	2%	無し	無し	不動產	È売却	6, 80	8千円	貸付	立	7,000千円

b. 子会社等

名 称	議決権の			関	係	内 容			
名 称	所有割合	役員の兼任	事実上関係	取引の内	勺容	取引金額	科	目	期末残高
(株)道の奥	100%	兼任1人	無し	不動産党	売却	28, 194千円			
ファーム	100 76	飛在工人	# C	不動産賃	責借	6,106千円	未収	入金	2,557千円





5. 附属明細書(計算書類関係)

①固定資産の取得および処分ならびに減価償却費の明細 単位:千円(未満切捨)、%(小数点2位以下切捨)

区	資産の種類	期 首	当 期	当 期	当 期	期末	減価償却	償 却
分	貝性の性知	帳簿価額	増 加 額	減 少 額	償 却 額	帳簿価額	累計額	累計率
	建物	342, 095	6, 649	(*3) 14, 130	17, 802	316, 812	70, 375	18.1%
有	車 両	8, 491	618	-	2, 863	6, 246	10, 981	63. 7%
	器具及び備品	42, 772	2, 075	560	12, 644	31, 643	51, 244	61.8%
	土 地	389, 592	7, 030	(*4) 24, 187	_	372, 435		
形	建設仮勘定	_	(*1)51,450	1	***	51, 450	_	
	計	782, 951	16, 372	38, 877	33, 309	778, 586	132, 600	
	のれん	7, 875	-	_	2, 180	5, 695		Johnson
無	ソフトウェア	40, 464	(*2) 17, 108	_	12, 078	45, 494		, proport
形	電話加入権	20, 740	_	_		20, 740	, market and a	
	計	69, 079	17, 108	_	14, 258	71, 929	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	

註1. 当期増加の主な内容は次のとおりである

(*1)研修所の建築費用

(*2)ホームトレードシステム:11,338千円ほか

註2. 当期減少の主な内容は次のとおりである

(*3) 長田男子寮: 9,153千円ほか (*4) 長田男子寮: 22,906千円ほか

②引当金の明細ならびにその計上の理由および額の算定方法

単位:千円(未満切捨)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
貸倒引当金	31,770	22, 607	31, 770	22, 607
退職給付引当金	12, 067		2, 271	9, 796

註1. 計上の理由および額の算定方法

貸倒引当金は、うち一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内 容評価法等により回収不能見込額を計上しています。尚、貸倒引当金の当期減少額は、洗替による戻入額です。 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基 づき、期末において発生していると認められる額を計上しています。

6. 監査に関する事項

このディスクロージャー資料「ANNUAL REPORT」(年次報告書)のうち、貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び附属明細書については、会社法に基づき会計監査人の監査を受け ております。





7. 財務比率 ※平成19年3月31日現在(a は小数点第2位を四捨五入、その他は小数点第2位以下切捨)

諸項目	比率
(a)純資産額規制比率[純資産額/リスク額×100]	5 1 7. 3%
(b)純資産額資本金比率[純資産額/資本金額×100]	880.3%
(c)自己資本資本金比率[自己資本/資本金額×100]	8 0 3. 2%
(d)自己資本比率[自己資本/総資産額×100]	4 3. 9 %
(e)修正自己資本比率[自己資本/総資産額×100]	72.7%
(f)負債比率[負債合計額/純資産額×100]	1 0 7. 7%
(g)流動比率[流動資産額/流動負債額×100]	1 4 9 . 4 %

※(a)の「純資産額」は、商品取引所法第211条第 4項において準用する同法第99条第7項に基づく 施行規則第38条の規定により算出し、「リスク額」 は、同法第211条に基づく施行規則第99条により 算出する。

※(b)の「純資産額」は、商品取引所法第211条第 4項以外において準用する同法第99条第7項に基 づく施行規則第38条の規定により算出しているも のをいう。 ※(e)の「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。

※(f)の「純資産額」は、商品取引所法第211条第 4項以外において準用する同法第99条第7項に基 づく施行規則第38条の規定により算出しているも のをいう。

